

**東千葉メディカルセンター
地域医療支援共同利用運営規程**

(目的)

第1条 本規程は、東千葉メディカルセンター地域医療支援共同利用運営規程（以下「センター」という。）と地域の登録医との共同利用について、円滑な運営を図るための事項を定める。

(登録医)

第2条 共同利用病床及び医療機器を利用する登録医は、「東千葉メディカルセンター地域医療支援病院推進要領」に基づき、登録医として登録した医師及び歯科医師とする。

(共同利用病床の設置)

第3条 センターは、地域の中核病院として急性期を中心とした医療を担うとともに、地域医療の向上に資するため、「8床」を共同利用病床として設置する。

(医療機器の共同利用)

第4条 登録医は、センターが保有する高額医療機器を共同利用することができる。

2 前項の共同利用は、センター担当医と連携のうえ利用する。

(共同診療)

第5条 診療は共同診療とし、主治医は登録医と担当医があたる。

2 登録医の診療は、原則としてセンターの診療日の午前9時から午後7時までの間に行うものとするが、緊急の場合はこの限りではない。

3 診療にあたっては、登録医は事前にセンター担当医に連絡のうえ、連携して診療を行うものとし、診療にあたっては、センター担当医又は担当看護師を同行して行うものとする。

4 診察に際しては、診療時間及び診療記録を診療録に記載するものとし、治療についてはセンター担当医と相談して行うものとする。原則として直接指示は行わないものとする。

(診療責任)

第6条 入院中の共同診療に係る患者の治療及び管理は、当センターの責任において行うものとする。

(入退院及び紹介)

第7条 患者の入院及び退院は、登録医とセンター担当医と協議のうえ決定する。

2 入院は、登録医が事前に紹介状によりセンター担当医の了解を得た後行うものとする。

3 退院にあたっては、センター担当医は登録医と「退院の時期及び治療方針」を協議したうえで決定し、登録医に診療情報提供書とともに紹介するよう努めなければならない。

(症例検討会等への参加)

第8条 登録医は、必要に応じセンターが行う症例検討会・研修会・講演会等に参加し、又はセンターから必要な情報の提供を受けることができるものとする。

2 センターが行う前項の開催日程その他必要事項を登録医に周知するよう努めなければならない。

(診療報酬)

第9条 共同診療に係る患者の入院中の診療報酬は、センターに帰属するものとする。

2 登録医は、センター担当医と連携のうえセンターにおいて療養上又は退院に際して必要な指導を行うことができる。

3 その場合、登録医は自医療機関の診療録に指導等について記載し、センター担当医は診療録に登録医から指導等が行われた旨記載する。

(診療録等の取扱)

第10条 登録医は、共同診療にかかる患者の診療録・エックス線フィルム等について、センター内で閲覧することとし、センター外への持ち出しはできないこととする。

(その他)

第11条 登録医がセンターの依頼によりセンター内で医療行為を行う場合については、別に定める。

附則

本規程は、平成30年3月23日から施行する。

東千葉メディカルセンター地域医療支援共同利用病床運営規程
第4条に定める共同利用ができる高額医療機器及び設備

- 1 共同利用ができる高額医療機器及び設備は下記のとおりとする。
ただし、利用できる時間は、担当する部署において調整するが、センターの使用を優先するものとする。

1) 共同利用が可能な機器及び設備

機器及び設備	機器名称	担当部署
MRI 撮像装置	フィリップスエレクトロニクスジャパン、Ingenia 1.5T	放射線科
X 線 CT 撮影装置	東芝メディカルシステムズ Aquilion/CXL TSX-A/QA	放射線科
骨密度測定装置	米国・ホロゾック社、QDR-Discovery Ci 型	放射線科
講堂	1 室 収容人員 200 名	総務課
講義室	1 室 収容人員 60 名	総務課
会議室(3室)	1 室 収容人員 60 名	総務課

- 2) 以上の機器及び設備のほか、センター長が共同利用のために必要と認める機器及び設備とする。

- 2 機器及び設備の共同利用する場合には、予め各機器及び設備の担当部署宛に、利用する機器（設備）名、利用日時、利用目的を連絡し利用の承諾を得るものとする。